

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

1.はじめに

札幌市の「基幹相談支援センター」は、平成25年度途中から事業を開始し当所が受託。障害者総合支援法の第七十七条二で、目的や設置等について規定されている事業で、札幌市の場合には、「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」に規定されている。さらに、平成27年度からは、札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業ピアソーター活用業務を受託。平成28年度からは、誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業を受託。今年度、施策的には『さっぽろ障がい者プラン』全面改定年度という6年に一度の節目の年度となる。

当所開設から4年目に至る経過の中で、札幌市全体が一律ではなく各区、各事業所が独自性をもちつつ、札幌市の障がい福祉施策が進んできたことをあらためて確認するに至った。今年度は、市内委託相談支援事業所等への提案説明と同意のプロセスを踏むと同時に、圏域毎（又は区毎）の基幹相談支援センター的な機能の将来的強化を目指したい。

外部との関係では、あらためて委託相談支援事業所等の支援機関のニーズや課題の聞き取りを行う。内部的には、当所開設以来最大の職員変更となることを肯定的に捉え、職員間の視点や経験の交流と融合を図りたい。あわせて、札幌市を含め、出向の仕組みづくりを委託相談支援事業所等と検討していく。運営委員会についても、あり方の見直しを行う。7年後には現在の基幹相談支援センター業務を縮小を開始できる程の、重層的な相談支援体制が構築できることを目指す。

業務全体を通して、当所が実行可能のことや実行していることについての発信にも力を注ぐ。

2

2.個別相談支援業務

札幌市外からの転入等、他の委託相談支援事業所で行うことが難しい次の相談支援業務を行う。平成28年6月28日開催の相談支援部会定例会で、それまでの相談支援部会の場での検討結果を『ワン・オールでの個別相談の取扱について』として整理し共有している。当面はこの共有内容に沿って実行していく。

6

3.委託相談支援事業の支援業務

(1) 相談支援事業の後方支援

随時個別ケースや事例検討、事業所運営などについての助言と、計画的に「『人材育成』と『スキルアップ』研修」開催の両面からの支援を継続して実行していく。「『人材育成』と『スキルアップ』研修」では、「相談支援の実践報告」開催について、前年度から持ち越しており、今年度中の開催予定。前年度開催した、「支援者のエンパワメント」研修開催結果からは、研修受講対象者の工夫（管理者の受講など）や、スーパーバイズに軸を置いた研修の開催など、今年度以降の研修開催へのヒントをいただいているので、今年度開催内容検討の際の参考とする。新任職員研修については、内容を見直し年度の早い時期に開催する。札幌弁護士会・おがるとの共催研修開催は、年度内3回の予定で開催し、1回目については、更生支援計画について、2回目以降は共催機関で協議のうえ、内容を決定していく。

1

(2)「札幌市障がい者相談支援事業」の改善推進

平成29年度

今年度は、委託相談支援事業所等の支援機関のニーズや課題の聞き取りを行い、年度内には一定の方向性と優先順位が示せることを主力業務とする。第一段階として、必要な項目毎のたたき台を示す。第二段階として、たたき台についての意見聴取を行う。第三段階として、いただいたご意見を元に取り組みの方向性と優先順位を示す。第四段階として、次年度以降の取組となるが、実行と振返りと修正を継続して行う。その際の工夫として、委託相談支援事業所については、圏域毎（又は区毎）で合意されたご意見をいただくことで、最低限圏域内（又は区内）での共通認識化が図られることも意図するが、圏域と圏域の間（又は区と区の間）に差が出ることも予め想定の範囲内とする。

4.計画相談支援の推進業務

4

(1) 計画相談と委託相談のバランスを含めた計画相談のルール化

- ・指定相談支援事業所設置拡大のための取組
- ・前提となる、札幌市及び区役所との連携強化
- ・計画相談の課題を精査し、指定と委託の有機的な連携を図るためのルール化
→指定と委託の両方にアンケート調査を実施する。

アンケート項目については、札幌市の委託と指定の各担当とともに検討する。

(2) 研修会等の企画、運営

- ・「計画相談支援 How to 研修」を開催
- ・要望に応じたオーダーメイド研修

(3) サービス等利用計画の質の担保

- ・サービス等利用計画検証の仕組みづくりに向けた準備
- ・前提となる、非定型の支給決定を可能とする、札幌市支給審査基準改定への働き掛け

3

5.地域相談支援の推進業務

- ・「札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業」の改善と推進と、活動報告会の開催。
- ・「ピアソポーター活用業務」のため、ピアソポーターの活動量を保障する観点で業務を遂行する。
- ・精神科からの地域移行支援・地域定着支援を主な業務とし、普及・啓発活動、ピアソポーター自身の研修会参加によるスキルアップを図る。
- ・活動メニュー①地域移行・地域定着、②普及・啓発活動（院内研修や活動報告会、スタッフによる病院へのアプローチ）、③研修会参加

6.障がい当事者による相談支援活動の支援業務

札幌市障がい者相談支援事業におけるピアソポーターについて、次の取り組みを進める。

(1) ピアソポーターに関する会議等への参画

- ・ピアソポーター配置事業所意見交換会での課題の整理に参画していく。
- ・ピアソポーター交流会に参加し活動を側面的に支援していく。

(2) ピアソポーターの養成

- ・(1)を通じてピアソポーターが養成されるように支援していく。
- ・関係機関等と連携しながらピアソポーター養成に関する課題を整理していく。

5

7.札幌市自立支援協議会の事務局業務

(1) 協議会（全体会、運営会議、各プロジェクトチーム）事務局業務

協議会事務局は、札幌市障がい福祉課と協同して計画的な開催と準備、構成員間で記録を共有する。次期「さっぽろ障がい者プラン」作成への関わりと、地域生活支援拠点の検討への関わりを推進。運営会議開催の際には、運営会議の求めに応じて、当所の活動状況報告を行い、内容や構成員が類似する会議の状況把握を行う。プロジェクト毎の事務局の役割や、障がい福祉課との分担を再確認する。

(2) 相談支援部会事務局業務

相談支援部会事務局も、当面は札幌市障がい福祉課と協同して計画的な開催と準備、構成員間で記録を共有する。相談支援部会のあり方や交換研修のあり方検討に関わり、「課題調べシート」活用も含む、相談支援部会の活性化を図る中で、当所と相談支援部会の関係性について、事務局機能を含む検討の必要があれば、一緒に検討していく。

(3) 各区地域部会

地域部会へのオブザーバー的な参加を通じた、協議会の他の組織状況について積極的な情報提供を行う。地域部会の見える化資料（『部会の組織とチェックポイント』）の更新のあり方を各区地域部会と検討していく。地域部会連絡会については、役割の整理に関わる。

8. 地域支援体制の構築

実施要綱の目的である「障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」のために、以下の事業に取り組んでいく。

(1) もれやすい課題、見過ごされやすい課題へのアプローチ

これまでの、精神科病院からの地域移行や重症心身障がいのある人の課題等、相談支援事業からもれやすく見過ごされやすい課題を感じた際には、課題解決に向けての流れを作っていく。

7

(2) 「誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務」の推進

昨年度に引き続き、支援依頼のあった地域へ訪問し、地域実状の把握やニーズ把握を行い、地域毎に応じた支援を行うことができるよう努める。支援依頼との兼ね合いも見ながら、地域へ本業務の周知への取り組み方法検討を軸に、委託相談支援事業所に配置されている地域支援員との連携方法についても検討を重ねていく。市担当者とも依頼地域の支援も含め、上記取り組みについての共有、検討を行っていく。

(3) 市内関係機関との連携

行政や教育分野、就労分野、精神保健福祉分野、生活困窮者支援機関、札幌弁護士会、札幌市社会福祉協議会等との情報共有、連携を推進するために諸会議等へ積極的に参加していく。また、札幌弁護士会から依頼された触法障がい者の環境調整等についても支援していく。

(4) 生活圏域での連携

障がい者相談支援センター夢民や石狩振興局、北海道及び隣接する相談支援機関等と連携し、石狩圏域等の生活圏域を考慮した情報交換、必要な支援の連携を促進していく。

(5) 地域づくりの推進

「さっぽろ障がい者プラン」の見直しを意識しながら、諸活動から得られたまちの課題があれば

平成29年度

関係各部署、札幌市障がい福祉課、石狩振興局、自立支援協議会等へ提案、提言していく。

(6) 研修支援、人材育成支援

当所が主催する「『人材育成』と『スキルアップ』研修」に取り組む他、札幌市主催相談支援関係研修、北海道主催相談支援従事者研修等、行政を含む関係機関から要請のあった障がい福祉関係研修に対して、講師等を派遣する他、必要に応じて研修の企画、運営に携わっていく。これらの研修会等を通じて、相談支援機関等のスキルアップに貢献するとともに、関係機関の連携及び地域の支援体制の充実をめざしていく。

8

9. 情報提供、情報発信

次の二つの媒体については、それぞれの機能の明確化を図る。

(1) ワン・オール・プレス<機関紙>

年に4回の発行を目標とし、指定相談支援事業所へも発信していく。ワン・オールの具体的な取り組みや活動のほか、提案や意見、制度情報等について幅広く発信できるツールとして、活用をしていく。

(2) ワン・オールかべ新聞<ホームページ>

特に、「お役立ち情報面」と「研修情報面」、「協議会情報面」、について、情報を積極的に更新していく。また、「ワン・オールブログ」と「委託相談情報共有」の活用等により、当所の活動状況の報告発信を強化する。関係機関が開催する会議体への参加等、外部との様々な繋がりについても、積極的に発信をしていく。

10. 運営体制

(1) 運営に関する基本的な考え方

運営の基盤に中立性・透明性、並びに継続性・安定性が保たれるよう仕組みづくり検討しながら事業を展開していく。

①中立性・透明性が担保される運営

- ・スタッフは、所属所属法人に関わらず自らの中立性を担保していく。
- ・会議記録を含め関係資料を整備し、必要時に閲覧、公開できる状態を保つ。

②継続性・安定性が担保されるスタッフの配置

- ・札幌市を含め、出向の仕組みづくりを委託相談支援事業所等と検討していく。

③その他

- ・スタッフは、所属法人で得た経験等をワン・オール業務に生かすとともに、ワン・オール業務の遂行にあたって得られた知見、経験等を所属法人に還元する。
- ・再委託法人スタッフの休暇の取扱い等、調整が必要な事項はその都度検討していく。
- ・基幹相談支援センターに必要な人員、人材の安定的な確保、委託、再委託の在り方等について、必要な検討を進めていく。

(2) スタッフ体制

①札幌市障がい者相談支援事業「基幹相談支援業務」

受託法人である社会福祉法人あむにより4名、「相談員配置業務に関する委託契約」(再委託)により年度当初は社会福祉法人札幌療育会と社会福祉法人麦の子会から各1名のスタッフの派遣を受けることとする。

平成29年度

②札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業「ピアソーター支援業務」

・スタッフ

社会福祉法人あむからのスタッフ確保とともに、再委託先法人も検討していく。

・ピアソーター

a) 委託相談支援事業所に配置されているピアソーターから希望者を募る。

b) 雇用にあたっては「ピアソーター業務マニュアル」を活用する。

c) 本事業の進捗状況を見ながら増員を検討していく。

③誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務

・スタッフ

社会福祉法人あむからのスタッフ確保とともに、再委託先法人も検討していく。

(3) 開設時間

①開設曜日 月曜日～金曜日

②開設時間 9:00～17:30（昼休み 1 時間）

(4) スタッフの勤務等

①ワン・オールの勤務時間

・勤務時間は、ワン・オールの開設時間とする。

・札幌市障がい者相談支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、1名は指定事業所内で相談支援事業を実施するように努めるため、日直表を活用する。

・ワン・オールの勤務時間に基づき、スタッフそれぞれに定められた割合の業務に当たる。

②講師等派遣依頼への対応

・講師等の派遣依頼は要綱、仕様書、及びワン・オール事業計画等に照らしてワン・オール業務に該当する場合は、ミーティングでの論議を経てスタッフの派遣を決定する。

・講師謝礼が発生する場合は、基幹相談支援センター受託法人に繰り入れる。

・派遣されたスタッフがワン・オールの勤務時間を越えて講師等の業務に当たる場合は、ワン・オールから依頼元に「超過勤務手当て」相当額を謝金として請求の上、依頼元から当該職員への支払いを求める。

(5) ワン・オール内の研修、育成

人材の育成と事業の継続性のために次のような取り組みを推進していく。

①計画的な研修会への参加

②各種研修会の企画、運営、講師体験

(6) ミーティング、情報共有

原則週1回木曜日午前中に実施し、活動状況の振り返り、関係機関との連絡調整の報告、市外からの転入ケースの共有、活動方針の検討等を行っていく。可能な限り市障がい福祉課もミーティングに参加する他、会議記録を保存し継続した話し合いを行っていく。また、グーグルカレンダーを活用した、スタッフ間のスケジュール共有をはかっていく。

(7) 運営委員会

事業計画、事業報告等について、適宜意見をいただき、事業内容を見直していく。事業内容などを、中立公正な立場で審議するために、構成員拡大と適正化のために構成員の就任を募り、事業についてより多くのご意見をいただけるようにしていく。あわせて、運営委員会の開催頻度や時期についても検討を行う。